

## 品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱

制定 令和3年10月8日 区長決定 要綱第308号

改正 令和4年8月18日 区長決定 要綱第191号

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等の設置者等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る経費の全部または一部を補助することにより、保育所等における感染拡大防止の徹底を図り、もって児童および職員の安全を確保することを目的とする。

### (補助対象事業者)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次に掲げる国および地方公共団体以外の者が設置する施設もしくは事業を運営し、または区長から運営を受託する事業者とする。ただし、第1号アに掲げる施設にあつては、区が設置し、民間事業者が指定管理を行い、または運営を受託したものを含むものとする。

(1) 次に掲げる区内に所在する施設または区内において実施する事業(以下「認可保育所等」という。)

- ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- ウ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- エ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- オ 東京都認証保育所事業実施要綱(12福子推第1157号)に基づき東京都知事が認証する認証保育所
- カ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する届出を行った認可外保育施設(同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。)

(2) 次に掲げる区長から受託する事業(以下「一時保育事業等」という。)

- ア 品川区病児保育事業実施要綱(平成31年品川区要綱第67号)に基づき実施する病児保育事業
- イ 品川区病後児保育事業実施要綱(平成31年品川区要綱第68号)に基づき実施する病後児保育事業

ウ 品川区生活支援型一時保育実施要綱（令和3年品川区要綱第86号）に基づき実施する生活支援型一時保育

（補助対象事業および経費）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる補助対象事業者が実施する事業とする。

- （1） 消耗品購入支援事業 マスクや消毒液等の購入を行う事業
- （2） 業務継続支援事業 感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業

ア 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（以下「かかり増し経費」という。）

イ 前条各号に掲げる施設または事業を実施する施設（以下「保育所等」という。）における感染拡大の予防または防止を目的として職員がPCR検査、抗原定性検査等（簡易検査キット等による自己診断を除く。）を受検する事業（以下「検査受検等経費」という。）

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる区分および補助対象事業ごとに定める経費であって、補助金の交付を申請する日の属する会計年度において発注および支払を行うものとする。

3 補助金の交付は、別表に掲げる区分および補助対象事業ごとに定める基準（以下「補助基準額」という。）の範囲で、同一施設および事業において1会計年度内に1回に限り行うことができる。

（補助対象事業の条件）

第4条 前条第1項第2号に規定する業務継続支援事業を実施するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） かかり増し経費については、補助金の交付を受けようとする保育所等の設置者、区長が運営を委託した者または品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）第14条第1項に規定する指定管理者（以下「設置者等」という。）が定める給与規定等に基づき職員等に支給する経費とする。

（2） 設置者等は、次に掲げる取組を実施することにより、感染症拡大防止の徹底に努めること。

ア 保護者との連絡等におけるICTの活用

イ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、児童が密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇上げ

ウ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理および新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用

エ その他感染症拡大防止を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくための取組で区長が適当と認めるもの

（補助金の交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、区長が別に定める期日までに、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業の区分ごとに、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

（1） 消耗品購入支援事業にあつては、マスクや消毒液等の発注および支出したことが証明できる書類

（2） 業務継続支援事業にあつては、次に掲げる書類

ア かかり増し経費にあつては、実施方法に応じた根拠資料および経費の詳細が分かるもの

イ 検査受検等経費にあつては、検査の受検または検査キットの発注および支出したことが証明できる書類

ウ その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があつた場合は、関係書類を審査した上で、補助金を交付すると決定したときは、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金請求書（第4号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 区長は、前条の規定による請求があつた場合は、関係書類を審査し、適当と認めるときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消された補助事業者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(違約加算金)

第10条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第11条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第12条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、この要綱に基づく補助事業（以下「補助事業」という。）により取得し、または効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。）に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 区長は、補助事業者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合において、必要があると認めるときは、その収入の全部または一部を区に納付させるものとする。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類（以下これらを「補助事業関係書類」という。）を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、前項の期間を経過後においても、補助事業関係書類を当該財産の財産処分が完了する日または財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支

所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- 3 区長は、補助事業者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（準用）

第17条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費
認可保育所等	消耗品購入支援事業	次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。） (1) 240,000円 (2) 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額	消耗品購入支援事業を実施するために必要な経費(消耗品購入費)
	業務継続支援事業	次に掲げる定員の区分に応じ、各区分のアとイを比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。） (1) 19人以下 ア 300,000円 イ 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額 (2) 20人以上59人以下 ア 400,000円 イ 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるため	業務継続支援事業を実施するために必要な各種手当および割増賃金、非常勤職員を雇上した場合の賃金等の支給に係る経費、感染に不安を感じる職員が医療機関等において自主的に実施したPCR検査等の受検に必要な経費ならびに抗原定性検査キット等を購入するために必要な経費

		<p>に寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>(3) 60人以上</p> <p>ア 500,000円</p> <p>イ 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額</p>	
一時保育事業等	消耗品購入支援事業	次に掲げる額を比較して、いずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）	消耗品購入支援事業を実施するために必要な経費(消耗品購入費)
	業務継続支援事業	<p>(1) 300,000円</p> <p>(2) 右欄に係る経費を合算した補助対象経費の実支出額から当該補助対象経費に充てるために寄せられた寄付金その他の収入額を控除した額</p>	業務継続支援事業を実施するために必要な各種手当および割増賃金、非常勤職員を雇上した場合の賃金等の支給に係る経費、感染に不安を感じる職員が医療機関等において自主的に実施した職員のPCR検査等の受検に必要な経費ならびに抗原定性検査キット等を購入するために必要な経費



第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名  
（所在地

）

代表者氏名

品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
補助金交付申請書

標記の件について、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 給付内訳書（別紙2）

担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	



品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
 消耗品購入支援事業 給付内訳書

番号	物品等の名称	購入日	単価	数量	金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					



第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
補助金交付決定通知書

設置者名 様  
(施設・事業所名 )

品川区長



品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 \_\_\_\_\_ 円

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
補助金不交付決定通知書

設置者名 様  
（施設・事業所名 ）

品川区長



品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由



第4号様式（第7条関係）

## 請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金について、上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地）

代表者氏名

印

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
補助金交付決定取消通知書

設置者名 様  
(施設・事業所名 )

品川区長



年 月 日付 第 号により通知した品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金の交付決定について、下記の理由により取り消したので、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1. 取消し、または一部取消しの理由

2. 返還する金額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 返還期日 \_\_\_\_\_ 年 月 日



年 月 日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地 ）

代表者氏名

品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業  
補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金のうち、品川区保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。